

木曾三川下流部における不法係留船対策 に係る計画(第2次)

(参考資料)

○木曾三川下流部の不法係留船の特徴(前提となるもの)

特徴	詳細
変形護岸を整備し、自治体が占有	<ul style="list-style-type: none"> ・長良川河口堰建設にあたり、長良川を中心に船舶の係留が可能となるような低水護岸を切り欠いた形状の「変形護岸」が35箇所整備された。 ・変形護岸は沿川の自治体が占有し、漁船、蘆刈船などの係留につき自治体が係留許可を与えている。 <p>【漁船係留の受け皿】</p>
漁場が変遷し、不法係留が増加	<ul style="list-style-type: none"> ・変形護岸に一旦係留をした漁船も、漁場の変遷に合わせ、操業に都合の良い箇所不法係留を行う状況が現れるようになった。
変形護岸への移動調整が難航	<ul style="list-style-type: none"> ・変形護岸においては、蘆刈船の廃船や漁船の移動などにより、見かけ上の空きが見受けられるようになってきているが、係留船がなくとも従前の係留場所への権利主張があり、不法係留船の変形護岸への移動調整は難しい状況となっている。

○木曾三川下流部の不法係留船の特徴(前提となるもの)

特徴	詳細																							
<p>暫定係留施設 (船頭平防災棧橋)の是正完了</p>	<p>・船頭平閘門長良川水路に設置されたPB約90隻を対象とした暫定係留施設への係留船は、暫定係留許可期間の満了により全て自主撤去をさせることができた。新たな不法係留船の増加は見られず、廃船もしくは海域の係留保管施設等への移動がなされたものと考えられる。</p>																							
<p>重点的撤去区域の対策未了</p>	<p>・現在、重点的撤去区域は、以下の3箇所 ①ケレップ水制群(木曾、長良の背割り堤部) ②桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路(木曾川) ③海津市海津町油島地先(揖斐川) ケレップ水制群は対策が完了したが、他の2箇所は対策中となっている。</p> <p>・桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路は漁船、海津市海津町油島地先はPBの対策が課題となっている。</p>																							
<p>PB受け入れ施設が不足</p>	<p>・木曾三川下流部には、一級河川鍋田川(県管理)に民間マリーナ2箇所(木曾川マリーナ、マリンパーク愛知)がある。</p> <p>・伊勢湾内のマリーナは、伊勢湾マリーナ、スズキマリーナ白子、マリーナ河芸、三重県津ヨットハーバーがある。</p> <p>・PBの不法係留については、主に海津市海津町油島地先に集中している。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1359 981 1603 1042">マリーナ</th> <th data-bbox="1603 981 1827 1042">収容可能隻数</th> <th data-bbox="1827 981 1975 1042">空き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1359 1042 1603 1099">木曾川マリーナ</td> <td data-bbox="1603 1042 1827 1099">40~50</td> <td data-bbox="1827 1042 1975 1099">20~30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1099 1603 1187">マリンパーク愛知</td> <td data-bbox="1603 1099 1827 1187">100</td> <td data-bbox="1827 1099 1975 1187">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1187 1603 1244">伊勢湾マリーナ</td> <td data-bbox="1603 1187 1827 1244">120</td> <td data-bbox="1827 1187 1975 1244">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1244 1603 1332">スズキマリーナ白子</td> <td data-bbox="1603 1244 1827 1332">100</td> <td data-bbox="1827 1244 1975 1332">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1332 1603 1390">マリーナ河芸</td> <td data-bbox="1603 1332 1827 1390">380</td> <td data-bbox="1827 1332 1975 1390">50</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1390 1603 1476">三重県津ヨットハーバー</td> <td data-bbox="1603 1390 1827 1476">511</td> <td data-bbox="1827 1390 1975 1476">84</td> </tr> </tbody> </table>	マリーナ	収容可能隻数	空き	木曾川マリーナ	40~50	20~30	マリンパーク愛知	100	10	伊勢湾マリーナ	120	5	スズキマリーナ白子	100	0	マリーナ河芸	380	50	三重県津ヨットハーバー	511	84	
マリーナ	収容可能隻数	空き																						
木曾川マリーナ	40~50	20~30																						
マリンパーク愛知	100	10																						
伊勢湾マリーナ	120	5																						
スズキマリーナ白子	100	0																						
マリーナ河芸	380	50																						
三重県津ヨットハーバー	511	84																						

○第1次計画の概要

- ・船舶の種別により対策方針を分ける

漁船・・・既存の変形護岸(係留保管施設)への移動をさせていく
移動しない漁船については強制的撤去の対象とする。

PB・・・木曾三川下流部での係留は認めない。

自主撤去の指導。自主撤去に応じないPBは強制的撤去の対象とする。

- ・重点的撤去区域の設定と計画的な対策の推進

重点的撤去区域	計画年度	対象	対応方針	結果
ケレップ水制群 (木曾川)	平成23年度	PB、漁船、 廃船	自主撤去指導、廃船処分	対策済み
桑名市長島町西川地 先から船頭平閘門木曾 川水路 (木曾川)	平成24 ～25年度	漁船	既存の変形護岸への移動 調整	対策中
海津市海津町油島地 先 (揖斐川)	平成26 ～27年度	PB、漁船	PBに対して自主撤去指導、 漁船に対して係留先の確保、 調整を行う	対策中

暫定係留施設	計画年度	対象	対応方針	結果
船頭平防災棧橋 (長良川)	平成26年度	PB、漁船	暫定期間満了(H27.3.31)に 向けてPBの自主撤去、漁 船の変形護岸への移動の 調整	対策済み

○第1次計画のもとでの対策の結果

不法係留船の推移（管内全て）（括弧内は重点的撤去区域）

年度	漁船等生業船	PB	合計
H18	422隻	282隻	704隻
H23 計画策定時	272隻 (60隻)	276隻 (138隻)	548隻 (198隻)
H27	75隻 (28隻)	236隻 (52隻)	311隻 (80隻)
H28	66隻 (31隻)	238隻 (58隻)	304隻 (89隻)
H29	84隻 (35隻)	205隻 (55隻)	289隻 (90隻)

重点的撤去区域の状況

区域	自主撤去	廃船処理	簡易代執行	係留施設への移動	対策継続中
ケレップ水制群	14隻 (H23 漁船11隻、 PB 3隻)	32隻 (H23 漁船30隻、 PB 2隻)	4隻 (H23 漁船4隻)	7隻 (H24 漁船7隻)	0隻
桑名市長島町西川 地先から船頭平閘 門木曾川水路	31隻 (H25 漁船31隻 指示書交付時)	1隻 (H29 漁船1隻)	0隻	0隻	33隻 (漁船23隻 PB10隻)
海津市海津町油島 地先	19隻 (H24 PB 8隻、 H27 PB 11隻)	0隻	0隻	0隻	57隻 (漁船12隻 PB45隻)

○第1次計画のもとでの対策における課題と第2次計画の対応

課題	課題(詳細)	対応策
役割分担が不明確	<p>河川管理者、沿川自治体(農林部局、土木部局)の役割が不明確なまま、河川管理者だけが進める対策になってしまっていた。</p> <p>係留保管施設の確保などの河川管理者だけでは対応ができない課題が浮上した。</p> <p>また、各自治体の動きが悪く、進めるべき調整、検討が円滑に進まなかった。</p>	<p>河川管理者、沿川自治体など、木曾三川下流部船舶対策協議会の各構成機関の役割分担を明確にした。</p> <p>各機関の役割についての具体の行動計画を検討し、協議会で合意形成を図った。</p>
変形護岸係留船舶の管理ができていない	<p>占有者が係留船舶数や変形護岸の空き数を把握できていない、船舶を所有しないが権利のみを主張する者がいる、許可の無い船舶が係留されている等、様々な問題があり、不法係留船の変形護岸への移動調整が適切に行われていない。</p>	<p>連続した番号を船舶に割り振ったナンバープレートの船外への貼付を義務づけ、所有者の把握に努める事とする。</p> <p>また、係留船舶の報告を毎年行う事を義務づける事とする。</p>
変形護岸の適正な管理が行われていない	<p>土砂堆積や樹林化の影響で船舶の係留が困難な変形護岸について、維持管理に関するルールが決まっていない。</p> <p>船舶利用が減少した変形護岸について、整理集約や占用廃止が行われていない。また、水上バイク等占用目的外に利用される箇所がある。</p>	<p>変形護岸の適正な管理について定めるとともに、維持管理計画書への記載を義務付け、占有者の指導を徹底する事とする。</p> <p>水上バイク利用については、引き続き利用実態を調査し、今後基本的な考え方を整理する。</p>

○第1次計画のもとでの対策における課題と第2次計画の対応

課題	課題(詳細)	対応策
漁船の行政代執行について、妥当性の検証が必要	漁船に対する行政代執行の要件整理、実施した場合の反動について十分な検討を進めるべきである。(対策の促進)	他の整備局(関東)で漁船も含めた不法係留船への行政代執行の手続きを進めた事例を確認し情報収集を行った。(行政代執行の手続きの過程で自主撤去に至った。)他地整での事例をもとに、木曾三川下流部のケースに当てはめた場合の想定される課題などを検証していく。
計画書のフォローアップがない	計画書を策定した以降、実際の対策を進める中で、計画に対するフォローアップがされていない。	第2次計画では、PDCAサイクルに基づくフォローアップを行っていくこととする。
放置禁止指定が行われていない	平成26年度に河川法施行令が改正され、船舶などを放置することが禁止行為として追加されたが、対応がなされていない。	平成30年度中に管内全域を指定する。